

適正処理困難廃棄物の回収

1. 回収日 年2回（6月及び12月）

回収日

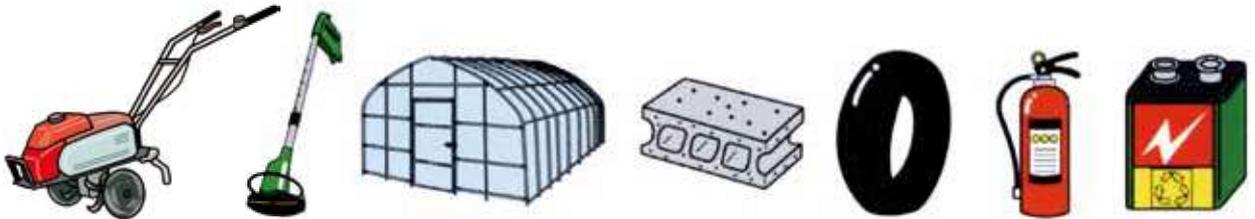
年2回
6月・12月

日時・場所については、広報紙に掲載します。
費用は有料となります。くわしくは生活環境課
までお問い合わせください。

2. 主な対象品目

家庭から出るごみで、粗大ごみで収集できないもの（詳細は、事前に広報紙に掲載します。）

- 農業関係（農機具、ビニール、パイプハウス用鉄類、暖房用器具など）、コンクリート（コンクリート殻、物干し台等）、タイヤ、家庭用消火器、バッテリー、自動車部品など



家電リサイクル法対象品目を廃棄するときは

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）は、特定の家電製品（テレビ、エアコン、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機）を廃棄する場合の適正な処理と有効な資源の再利用を義務付けた法律です。

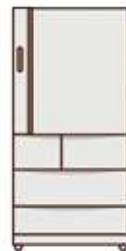
・対象となる家電製品



（テレビ）



（エアコン）



（冷蔵庫及び冷凍庫）



（洗濯機）



（衣類乾燥機）

・家電製品の引き渡し方法

- ① 販売店に引き取りを依頼する場合（リサイクル料金以外に費用が必要な場合があります。）
買い換えの場合や過去に購入したお店が分かっている場合は、それらの販売店に引き取りを依頼してください。
- ② 直接持ち込みをする場合
事前にリサイクル料金を郵便局で振り込み、リサイクル券（現品貼付用）を家電製品に貼り、指定引き取り場所に直接持ち込んでください。指定引き取り場所については、次までお問い合わせください。

☎家電リサイクル券センター ☎0120-319-640

※振り込み手数料は別途かかります。



メーカーが行うリサイクル制度



◎消火器リサイクル制度

使用済みの家庭用消火器や耐用年数が過ぎた消火器を、メーカーが回収・リサイクルする制度です。購入したお店に相談するか、次にお問い合わせください。

☎ エコサイクルセンター ☎ 0120 - 82 - 2306



◎自動二輪車リサイクル制度

バイクを廃棄する場合には、店頭でリサイクルネットワークのステッカーを掲示している二輪車販売店が指定引取窓口で引き取りしています。

くわしくは、次にお問い合わせください。

☎ (公財)自動車リサイクル促進センター ☎ 050 - 3000 - 0727



◎FRP船リサイクル制度

廃棄されたFRP船は破砕され、セメントの原料などにリサイクルされます。FRP船を廃棄処分するときは、次にお問い合わせください。

☎ FRP船リサイクルセンター ((一社)日本マリン事業協会 内) ☎ 03 - 5542 - 1202



◎携帯電話リサイクル制度

不要になった携帯電話・PHSは、ご購入された販売店が右図のマークのある携帯電話販売店で無料回収しています。

くわしくは販売店、メーカーにお問い合わせください。



◎パソコンリサイクル制度

パソコン製造会社で自主的に回収していますので、くわしくは所有しているパソコンの製造会社にお問い合わせください。

メーカーが分からない場合は、次にお問い合わせください。

☎ (一社)パソコン3R推進協会 ☎ 03 - 5282 - 7685



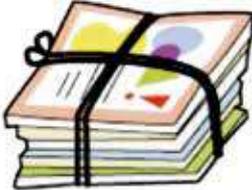
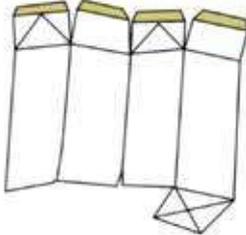
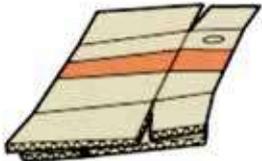
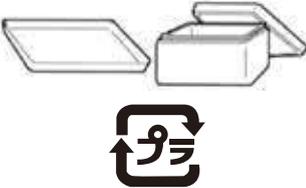
■ ■ ■ ごみ集積所からのごみの持ち去りは禁止です ■ ■ ■

ごみ集積所に出された古紙やダンボールなどの資源物が、市が収集する前に持ち去られていることから、その防止と資源化の推進を図るため、「岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を平成20年6月27日に改正し、資源物の持ち去りを禁止しました。

また、持ち去り行為を行った者に対して、これらの行為を行わないよう命じることができ、その禁止命令を受けた後も持ち去り行為を行っている場合は、罰則を科すことができます。

ごみの持ち去り行為を発見したときは、次にご注意の上、
生活環境課までご連絡ください。

- 1 持ち去り行為が行われた場所（資源ごみステーション所在地）、時間、資源物の品名
- 2 使用された車両の特徴（ナンバー、車種、車色等）
- 3 持ち去り行為を行った者の特徴
- 4 持ち去られるまでの状況等

持ち去り禁止対象となる資源物			
<p>新聞紙</p> 	<p>雑誌・チラシ</p> 	<p>紙パック</p> 	<p>ダンボール</p> 
<p>ペットボトル</p> 	<p>プラスチック製 容器包装類</p> 	<p>衣服</p> 	<p>カン・ビン類、金属類</p> 

■ ■ ■ 不法投棄をみつけたときは ■ ■ ■

廃棄物の不法投棄や不法焼却は犯罪です。

悪質なケースで投棄者が判明している場合は、生活環境課または最寄りの警察署にご相談ください。

